



大網ロータリークラブ

Club Weekly Bulletin

- クラブ創立：2000年1月13日
- 例会日：水曜日（12：30～13：30）
- 例会場：中部コミュニティセンター
TEL 0475-73-3337 FAX 0475-73-4360
- 事務所：〒299-3251
大網白里市大網 450-6 ユアサビル 2階
TEL 0475-70-0200 FAX 0475-70-0222
- 会長：大越 将司 幹事：星野 実
- 広報・公共イメージ向上委員会
委員長 小倉 光男・会報担当 石田 英世

2023年9月20日(水)
第25巻第 11号

通巻第1041号

<http://www.oamirotary.com>
E-mail : rc@oamirotary.com



本日の例会

- 点 鐘 会長 大越 将司
- ソング 手に手つないで
- 会長挨拶 会長 大越 将司
- 幹事報告 幹事 星野 実
- プログラム
- 会員卓話 泉 恵子 会員
- 「頑張れウクライナ in 東金に参加して」

ニコニコBOX

大越会長
他クラブより、当クラブへお見舞いのメールを頂き、ありがたい気持ちになりました。

星野 実 会員
誕生日祝ありがとうございました。

例会日	9月13日	8月30日
会員数	30	30
出席	16	17
欠席	14	13
M U	0	0
免除	8	8
出席率	80.00%	83.33%

会長挨拶

大越 将司 会長



みなさん、こんにちは。
まず、先日8日(金)の台風で被害に遭われたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。
台風13号の接近で、千葉県・茨城県・福島県に線状降水帯が発生し、各地で大雨に見舞われました。記録的短時間大雨情報も相次いで発表され、茂原市では24時間の降水量が370ミリを超えて、観測史上最高を記録。市内で178棟が床上浸水の被害に見舞われたそうです。

大網白里市でも、床上が41棟、床下が53棟、浸水被害にあったとのこと。大竹保育園では床上30センチほどの浸水に見舞われ、再開の目途は立っていないようです。
たまたま、私の空手教室の生徒の親御さんが、大竹保育園にお勤めなので、昨日連絡したところ、「いろいろな方のお力もあり、少しずつは進んでいる」とのこと。はやく復旧できることを願います。

豪雨・浸水災害は、被災当日はもちろんですが、水が引いた後も復旧まで大変時間がかかります。水に浸かってしまっ壊れたもの・流れ着いたゴミの始末、衛生面の懸念、消毒の必要性などがあるからです。私は、2018年の西日本豪雨、2019年の台風19号と2つの水害復旧ボランティアに行った経験がありますが、どちらも片づけ作業は大変でした。しかし後片付けは、そこで生活されていた方々にとっては、大変つらい作業だと思います。今まで一緒に生活していた大切なものが、一瞬のうちにゴミと化してしまうわけですから。このような時、ボランティアは大きな力になると思います。

大網白里市でも昨日12日にボランティアセンターが社協に開設されました。15日(金)から順次派遣予定とのこと。我々クラブも有志で、週末ボランティアに参加してみませんか。

「情けは人の為ならず」
以上で、本日の会長挨拶といたします。

ガバナー事務所より ガバナーノミニー・デジグネート（2026-27年度ガバナー）の公表



ガバナーは、国際ロータリー細則第12条ガバナーの指名と選挙（12.010、12.030.1、及び12.030.3項）に基づき、2023年7月3日付で地区内全クラブに対して2026-27年度ガバナー候補者の推薦を9月4日までに提出するよう要請したところ1名の推薦がありました。

ガバナーは2023年9月16日地区指名委員会を開催し、同委員会委員長より新千葉ロータリークラブ所属の森島弘道君をガバナーノミニー・デジグネート（2026-27年度ガバナー）に選出した旨を、委員会閉会後24時間以内にR I細則第12条12.030.5項の規定により報告を受けました。同項の規定により、地区指名委員会委員長からの報告通り同君がガバナーノミニー・デジグネートに選出されたことを公表します。

幹事報告

豪雨被害にとまじり、ガバナー補佐諏訪様、大多喜 RC 会長浅野様より、温かい励ましのお言葉をいただきました。

●2023-2024 年度 第7 グループ ガバナー補佐 諏訪武士様

先週の台風大雨で当クラブ内に大きな被害がございました。被害を受けられました会員の皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。協力出来る事案があればご報告下さい。

2023-2024 年度 会長 浅野正暉様 (大多喜 RC)

大多喜 RC の浅野です。
昨日、線状降水帯が大網を直撃のニュースを見ました。
市内至るところで水害の大きな被害が出たと聞いております。
会員の方々の中にも被災された方が沢山おられると思います。
心よりお見舞い申し上げます。
まずは、皆様方が安全であることを願っております。
地域の復興が早く進みますよう。
私どもに何か出来ることがあれば協力させていただきます。
遠慮なくご連絡いただければ幸いです。
残暑が厳しいのでご自愛下さいませよう。

スリランカ食糧支援について

スリランカ食糧支援の取り組みにご協力出来る方は、受付に支援箱を設置してありますので宜しく願いいたします。

大網ロータリークラブ財団寄付実績報告

2023年8月 単位\$

クラブ名	会員数 7/1現在	年次基金 (個人平均)	年次基金計
大網	29	148	4,300

年次基金 (個人平均)	
1	市原中央 313
2	勝浦 245
3	習志野 185
4	大網 148
5	柏西 129
6	習志野中央 121
7	館山ベイ 79
8	成田空港南 76
9	市原 74
10	大多喜 70

経歴

氏名 森島 弘道 様
生年月日 1964年(昭和39年)3月23日
最終学歴 千葉大学大学院 教育学研究科
修士課程 修了
事業所 学校法人森島学園
所属クラブ 新千葉ロータリークラブ
職業分類 幼児教育
職歴
2002.4- 学校法人森島学園 千葉聖心幼稚園園長
2007.4- 2010.3 学校法人帝京平成大学
現代ライフ学部 非常勤講師
2009.7- 社会福祉法人弘恕会 理事長
2013.4- 学校法人森島学園 理事長
2018.4- 学校法人ひなぎく学園 理事長
2021.6- 社会福祉法人牧の園 理事長

ロータリー歴

1996.10 新千葉ロータリークラブ入会
2007-08 地区幹事(月信担当)
2010-11 クラブ会長
2012-13 RLI DL
2013-14 地区国際奉仕委員会 委員
2014-15 第3分区A ガバナー補佐
2017-18 地区R財団グローバルプロジェクト委員会委員
2018-19 地区R財団奨学生
学友会委員会 委員
2019-20 地区フェロニッパ 親睦活動委員長
2023-24 理念委員会 委員
ロータリー認証
ロータリー財団 メジャードナー
米山記念奨学会 メジャードナー

会員卓話

渡邊 孝太 会員



トランスジェンダーのトイレ問題 (最高裁判決 R5.7.11)

生物学的な性別が男性である者に対し、職場の女性トイレの自由な使用を人事院(経済産業省)が認めなかったことは違法か？

- ・経済産業省の国家公務員(女性の服装で勤務)
- ・性同一性障害である(性暴力の可能性は低い)との医師の診断
- ・健康上の理由から性別適合手術は受けていない
- ・約5年前に説明会を開いて他の女性職員の意見を聞いたが、明確な反対なし
- ・過去約5年、執務階から2フロア以上離れた職場の女性トイレを使用
- ・トラブルが生じたことはなく、他の女性職員からの苦情等もない
- ・自由な使用を求めた対象は執務階を含む職場の女性トイレ

結論 → 違法 (最高裁の裁判官5人全員一致)

他の職員に対する配慮を過度に重視し、本人の不利益を不当に軽視

・本人の不利益

性同一性障害である(との医師の診断を受けている)にもかかわらず、自認する性別と異なる男性用のトイレを使用するか、執務階から離れた階の女性用のトイレを使用せざるを得ないので、日常的に相応の不利益を受けている。

・他の職員に対する配慮

性暴力の可能性は低いとの医師の診断もあり、約5年前に開いた説明会でも他の女性職員から明確な反対もなく、過去約5年、トラブルが生じたことはなかった。

補足意見

- ・健康上、経済上の理由で性別適合手術が受けられないこともある。
- ・職場の研修等でトランスジェンダーに対する理解を促進すべき。
- ・自認する性別に即して社会生活を送ることは誰にとっても重要。
- ・女性の服装で勤務するなど、行動様式や振る舞い、外見の点を含め、女性として認識される度合いが高い。
- ・職場のトイレであっても外部の者による利用も考えられる場合には不審者の排除などのトイレの安全な利用等も考慮する必要がある。
- ・同じトイレを使用する他の職員への説明やその理解のないまま、自由にトイレの使用を許容すべきかという点、現状でそれを無条件に受け入れるというコンセンサスが社会にあるとはいえない。
- ・今後この種の事例は社会の様々な場面で生起していくことが予想され、それにつれて頭を悩ませる職場や施設の管理者、人事担当者、経営者も増えていくものと思われる。
- ・本判決は、トイレを含め、不特定多数の人々の使用が想定されている公共施設の使用の在り方について触れるものではない。

参考(労働安全衛生規則)

・第628条

事業者は、次に定めるところにより便所を設けなければならない。・・・

1. 男性用と女性用に区別すること。
2. 男性用大便所の便房の数は、同時に就業する男性労働者60人以内ごとに1個以上とすること。
3. 男性用小便所の箇所数は、同時に就業する男性労働者30人以内ごとに1個以上とすること。
4. 女性用便所の便房の数は、同時に就業する女性労働者20人以内ごとに1個以上とすること。

・第628条の2

・・・同時に就業する労働者の数が常時10人以内である場合は、男性用と女性用に区別しない四方を壁等で囲まれた一個の便房により構成される便所を設けることで足りるものとする。